

議員定数削減案に 対する各党派等の討論

第4回臨時会の最終日には、直接請求制度に基づき住民から提出された「第71号議案、芦屋市議会議員定数条例改正について」と「請願第36号、議員定数を削減しないよう求める請願書」について討論・表決を行いました。討論では、各党派から代表の議員と会派

に属していない山田議員の7人の議員が討論を行いました。討論内容は以下のとおりです。表決の結果は、第71号議案が賛成1、反対22で否決に、請願も賛成少数で不採択と決しました。（長野議員は議長のため表決権がありません。）

ワークシヨップ 畑中 俊彦

畑中 俊彦
重村 啓文
寺前 尊健
中島 健一

第七十一号議案に反対、請願第三十六号にも反対します。

直接請求により参政権を行使され、議案を提出されたこと、また、暑い中で暑名活動等の努力に対し、敬意を表します。また、一人もの署名を集められ、この重みを真摯に受け止めます。

我々、会派ワークシヨップは、議会改革に真剣に取り組み、特に市議会議員定数に関しては、平成十五年四月の改選時からの、四人の定数削減に尽力してきました。議員数は、神戸式に五人か、十人か、提案の十五人か、二十人がよいかを議論すべく、今後、議会改革特別委員会を早急に立ち上げ、議員定数・議員報酬・費用弁償、議会の権能等に関して、市民代表や有識者の方々に協力を求め、適切な議会構築となるよう努力していくことを約束して、反対の討論とします。

公明党 田原 俊彦

田原 俊彦
徳田 直彦
山田 和也
山田 和也

第七十一号議案に反対、請願第三十六号にも反対します。この請願は今回の直接請求に對抗して出された請願と理解します。これには、議員数削減は少数意見の排除につながるため、議員は少数意見も含め、さまざまな意見に耳を傾けねばなりません。さらに意見や要望を聞き、具体的な政策実現に向けて努力する責任もあります。請願紹介議員は、議員数を削減することが今の時代に合っていない、と発言しましたが、このような考え方も、今の時代に逆行すると思います。第七十一号議案は、残念ですが九人という人数削減は性急すぎると判断しました。ただし、公明党は過去の議員数削減の際も積極的にリードしており、また、今後も見直しの必要があると考えています。今回の市民からの直接請求を真摯に受け止め、今一度、削減を検討する機会をつくっていきたくと考えます。

新社会党 山口みさえ

前田 辰一
山口みさえ

第七十一号議案に反対、請願第三十六号に賛成します。阪神間の中では人口割で議員数が多いと言われますが、芦屋市と同規模人口の自治体と比較すると決して多くはありません。また、地方自治法が定める数（上限）から言っても、すでに芦屋市は六人も減らしています。また、議員数を減らせば議員の質の向上が図れると請求代表者が言われていますが、それは数が問題ではなく、自分たちの選んだ議員が、まじめに市民のために働いているのかどうか知らないことに問題があるのではないのでしょうか。また、小さな政府や官から民へ、痛みの伴う行政改革が時代の流れで市民や職員も多大な負担を強いられるのだから、議員も同じように痛みをという市民感情は分かりますが、今の流れに流されるも改革するも皆さん自身です。私どもは声をあげた皆さんとともに改革してまいります。

創政クラブ 来田 守

みや守 三三
悦省 良三
幣原 都筑
来田 長野
山村 青木

第七十一号議案に反対、請願第三十六号にも反対します。

議会は市民の代表機関であり、市民の多様な意思を反映させるため、適切な議員数による議会を構築していくことが必要です。

行政を執行している市長をはじめ当局とは、常に対等の立場で、お互いにけん制し合いながら、緊張感を持って、よりよい市政の発展に努力していかなければなりません。

それには、均衡のとれた議会体制であるべきと考えます。今回の直接請求による急激で大幅な議員数の減員は、議会本来の機能である監視機能を弱め、市民の意思を反映していくことが低下すると危惧します。

一方、社会情勢や本市の状況から見れば、現行の議員数を維持していくことも難しいと考えます。今後、議会改革を検討する中で、適切な議員定数を検討していきます。

日本共産党 田中えみこ

章 下 野
み 中 野
こ 平 野

第七十一号議案に反対、請願第三十六号に賛成します。議会が民主主義と地方自治の根幹をなす市民の代表機関だと考えるからです。

市民から選挙で選ばれた代議制と、民意を反映し合議制で市の意思決定を行う議会制民主主義を保障するためには、一定の人数確保が必要で、地方自治法では人口区分で定数上限を定め、芦屋市規模では三十人のところを、現在二十四人に減らしています。これ以上の削減は、議会の機能低下と住民自治の後退をもたらします。経費削減の観点ならば、定数減でなく、議員報酬をカットすべきです。

市が総合公園や山手幹線に数百億円を投じている今こそ、議会が市民の暮らしを守る防波堤の役割を果たすべきであり、そのためには議員の質とともに数も必要だと考えます。

英明クラブ 松木 義昭

子 藤 小
一 川 松
芳 義
義 昭

第七十一号議案に反対します。

このたびの署名の重みは十分認識していません。行政と議会というのはよく車の両輪に例えられますが、議会が強くてダメ、反対に行政が強くてダメで、基本的には対等・平等の関係でなければなりません。しかし、現実には行政と議会とは情報の量などが全く違い、議会側が対等の役割を果たせていないのが実情です。当然、議会の強化、議員の質を高めることは必要です。しかし今、ここで議員の定数を二十四から十五に一度に減らせばどうなるのか。やはり議会の力を弱めることになりそうです。このため現時点ではこの定数削減の議案に反対せざるを得ません。今後、英明クラブでは、議会の強化や議員の質を向上するにはどうしたらよいか、定数は二十四のまま削減しなくてよいか、活発に議論して早々に結論を出すよう努力します。

会派に属さない議員 山田みち子

このほか、大久保文雄議員と灘井義弘議員は、直接請求案に反対、請願に賛成しました。

第七十一号議案に賛成、請願第三十六号に反対します。理由は、①直接請求により、八千八百五十五人の有効署名をされた市民の方々が、市議会議員は十五人が妥当とされたこと。②市民とは無関係な議会の中の利害関係や駆け引きをなくし、議会本来の機能を向上させる近道が少数化である、と考えること。③党利党略を越え市民の声とじかに向き合う、市民のための議論が成立しやすく、市長と議員を市民が選ぶ二元代表制の利点が、活かされるようになること。④選挙では、候補者の政治に対する姿勢や活動が選定基準になること。⑤一気には十五人にすることで、議会改革が進むこと。⑥大東市では、定数の三十四人を半数にしていること。職員数との比例計算では、芦屋市は十四人となること。⑦市議会制度を充実させる法律が、平成十九年六月六日まで、施行される見込みであること。

参考人制度と請願者の口頭陳述制度について

参考人制度とは、委員会が審査、調査のため必要と認めるときに、第三者を委員会に招致し、その意見を聞くことができる制度のことです。参考人には、利害関係人や学識経験者などを招くことができます。（地方自治法第109条第5項）
10月24日（火）の特別委員会では、今回の直接請求代表者6人のうち、大嶋三郎氏、助野勇氏、服部朗氏の3人を参考人として招きました。

請願者の口頭陳述制度は、本市議会内に設置した議会制度検討会での協議を経て、平成16年6月、先進市の例に倣い設けた制度です。（芦屋市議会請願・陳情取扱要綱第9条）具体的には、本市議会に請願を提出した場合、請願者が希望すれば審査を行う委員会、審査の冒頭5分間に限り、請願者自身が趣旨説明を行うことができます。今回の特別委員会では、請願団体代表の北村勝美氏が口頭陳述を行いました。

議員定数とは

地方公共団体には、日本国憲法及び地方自治法の規定により、その議事機関として議会を設置することになっています。この議会の議員定数は、地方自治法第91条に基づき、例えば人口5万人未満の市では26人、人口5万人以上10万人未満の市（本市はここに含まれます）では30人、という具合に上限数が定められ、これを超えない

範囲で、地方公共団体が独自に条例で定めることになっています。（なお、平成15年1月1日より前は、人口5万人以上15万人未満の市の法定数は36人でした。）
条例案は、市長、あるいは本市の場合は2人以上の議員の発案で市議会に提出することができ、過半数の議員の賛成があれば可決となり、条例としての効力が生じます。本市の条例定数は、昭和58年の統一地方選挙からは、それまで30人であった条例定数を28人に削減し、平成15年の統一地方選挙からは、さらに4人削減し、現在の24人になっています。